

震災の経験をふまえて

神戸市では、平成元年11月に、「神戸市保健医療計画」を策定し、地域中核病院構想を含めた医療施設の計画的な整備、1次～3次の体系的な救急医療体制の整備、高齢者に対する保健事業等、市民の健康の確保を図ってきた。

平成7年1月17日午前5時46分、誰もが予想もしなかった阪神・淡路大震災、瞬時にして、6,000名の尊い生命と全半壊・焼20万棟、42万世帯という未曾有の大災厄をもたらした。医療機関も例外ではなく、神戸市内だけでも全半壊・焼の病院17、一般診療所302、歯科診療所188に達した。そのため、被災市民に対する十分な医療提供が不可能となり、国内外の各種個人・団体ボランティア、自治体から多大の人的・物的支援を仰いだ。

神戸市内の避難者は、ピーク時23万名を数え、電気・水・ガスの提供が途絶した中、食中毒や伝染病の発生が心配されたが、関係各位のご支援のもと、幸いにもその発生は免れた。

かつて経験したことのない大災害のなか、被災者の健康を確保するため、試行錯誤を繰り返しながら、保健・医療対策を実施してきた。その中で、反省点や課題もあり、現在見直しのなかの神戸市防災計画にも反映させていきたいと考えている。その中の主なものを列挙してみると、

大規模災害に対応しうる救急医療体制の整備

- (1) 災害時に情報、医薬品、スタッフなどの拠点とする耐震構造をもつ防災拠点病院の誘致を図る。
- (2) 市民への医療サービス向上を図るため、被害状況、医療機関情報の一元化など、行政側と医療機関並びに医療機関相互の連携強化を推進する。
- (3) 消防局、自衛隊との協力による患者搬送、医薬品、水等の搬送のシステムを確立する。
- (4) 広域的な都市間協力体制の推進、ボランティア受け入れ体制の整備を図る。
等ではないかと考えている。

今後は、仮設住宅の方々も含め、全市民の健康管理が、衛生局にとって最優先課題である。関係機関、団体等と、行政側が一体となって、次のような取り組みを進めていきたい。

被災市民が心身ともに健康を取り戻せるよう支援していく。

- (1) 仮設住宅や在宅の被災者の健康状態の安定を図るため、巡回健康相談や生活改善指導等を行う。また、訪問指導、訪問看護を行うなど、保健事業の充実を図る。
- (2) 生活環境が異なる仮設住宅入居者、被災した子供のこころのケアのためには、保健所で行ってきた精神保健相談活動の充実だけでは対応できないことから、「地域こころのケアセンター」と保健所が連携を保ち、外傷後ストレス障害PTSDも考慮しながら、地域精神保健活動を展開していく。

この震災記録が、今後万一の大規模災害の発生時の対応を考えるうえで、少しでもお役に立てば、また、それによって、今回の震災に際し、ご支援をいただいた関係各位へのお礼の一端になればこれに勝る喜びはありません。

最後に、被災された市民の皆様に、改めてお見舞い申し上げますと共に、関係各位の皆様には、長い歳月を要する完全復旧に努めている神戸市に、今後とも引き続きご支援、ご協力下さいますよう心よりお願い致します。